第4節

環境と共生した 活力のある村づくり





第1項

原村の現状に沿った特色のあるきめ細か な農林業振興

農業委員活動費

459万円

(担当:農業委員会事務局) 5款1項1目

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づい て村に設置が義務づけられている行政委員会です。農地 法等の法令に定められた事務を行うほか、農業者の公的 代表機関として、地域内の農業及び農業者に関するすべ ての事項について意見を公表したり、村に建議し、また は村の諮問に応じて答申する業務行う機関です。

農地の売買及び貸し借り並びに転用は、農地法等により 制限されそのような行為を行う場合は、許可を得ることが 必要となります。農業委員会は、その許認可を受けるため の窓口で、公職選挙法を準用した選挙によって選出された 委員等により厳正な審査により許認可を行っています。

また農業委員会は、農地法に基づく農地の利用状況調 査と農地パトロールを行い、遊休農地の発生防止と解消 対策及び担い手への利用集積の推進などの活動を展開し ています。

委員の報酬 305万円 委員の研修費 33万円

農業者年金事務

43万円

(担当:農業委員会事務局) 5款1項1目

農業者年金は、国民年金の第一号被保険者である農業 者がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民 年金(基礎年金)に上乗せした公的な年金制度です。

農業委員会では、農業者年金の加入推進活動、受給者 の各種手続きなどの窓口事務を行っています。

市民農園の推進

18万円

(担当:農林商工観光課農政係) 5款1項3月

遊休農地の解消とレクレーションとしての自家用野菜 の栽培、土とのふれあいを通して、住民の生きがいづく りや農業への理解の促進、非農業者と農業者の交流の場の 提供を図ります。既存の市民農園35区画に加え23年度は 新たに8区画を整備し、43区画を希望者に貸し出します。



▲平成22年度 市民農園説明会

米粉の消費拡大事業

33万円

(担当:農林商丁観光課農政係) 5款1項3月

米の消費は減少の一途をたどり、反面小麦の輸入は増 加傾向にあります。小麦に代わる食材として米粉の栽培 に取り組み始めましたが、消費が伸びなければ価格の下 落を招きます。現在原小中学校の給食では、週2回小麦 のパンを出していますが、その内1回を米粉のパンとし て、米粉との差額について補助します。

23円×700食×20週≒322,000円

水田農業推進対策事業 284万円

(担当:農林商工観光課農政係) 5款1項3月

平成23年度から本格実施する農業者戸別所得補償制 度に基づき、需要に即応した米づくりの推進を図るため、 水稲の作付け調整、米穀事務、転作実施水田の現地確認 等を行います。

また小麦に代わる食材として米粉の消費拡大を促進し、 食料自給率の向上を図ります。



▲原小4年生の米粉調理教室

環境保全型農業の推進 325万円

(担当:農林商工観光課農政係) 5款1項3目

化学肥料の導入は、野菜などの農作物の収穫量を飛躍 的に伸ばし、経営の省力化にも大きく寄与しましたが、 窒素分の多用は環境の汚染を招き、栽培の基本となる土 づくりをおろそかにしています。化学肥料の減少とそれ に変わる有機肥料の導入により、農産物に付加価値を付 け、持続可能な農業生産を確立します。

- ◇有機栽培産地確立事業(平成24年度まで)……300万円 高原野菜を主体に有機栽培を促進し、環境に配慮した 農業経営を目指すと共に生産した野菜に付加価値を付 け、有機野菜栽培地としての位置を確立します。堆肥 の利用について堆肥代金、運搬費、散布費の3割を補 助します。
- ◇減肥栽培普及促進事業(平成24年度まで)……25万円 諏訪湖の非特定汚染源対策の一環として窒素分肥料の 減肥対策及び農業者の経費削減対策のため、水稲や野

菜等の減肥栽培を推進し化学肥料を慣行農法より30% 以上削減し一筆毎の散布量がわかることを条件とし、 米、野菜を出荷している農業者に対し500円/10aの 補助をします。

農作物の品質向上対策事業 376万円

(担当:農林商工観光課農政係) 5款1項3目

- ◇野菜花卉作期拡大事業(平成25年度まで)……336万円 野菜花卉等の作柄安定を図るため、ビニールハウス設 置経費、被覆材実施農家に対し20%補助します。
- ◇高温障害対策事業(平成23年度まで)……20万円 高原野菜や花卉を夏場の高温障害から保護するため、 購入した遮光シートについて資材費の10%を補助し 遮光シート 50,000円×40本×10%
- ◇花卉流通対策事業(平成23年度まで)……10万円 花卉の鮮度を保ち、出荷までの時間に余裕を持たせ労 力の軽減を図ることを目的に、鮮度保持剤購入費の10 %を補助します。

鮮度保持材 4,000円×250本×10%

◇花卉優良品種選定事業(平成23年度まで)……10万円 スターチスの優良品種選定のため試験栽培の補助をし ます。

農家の健全経営対策事業 1,256万円

(担当:農林商工観光課農政係) 5款1項3目

- ◇農作物安値対策事業……………1,227万円 農家への野菜・きのこの販売価格の補填を目的とする、 信州諏訪農協が実施する農作物価格安定事業への補助 をします。
- ◇食の安心安全対策事業(平成24年度まで)……20万円 農薬の使用については厳しい基準がありますが、万が 一登録農薬以外の使用等発覚した場合は、産地全体が 打撃をうけることになります。消費者、生産者、市場 に安全をアピールするには、出荷野菜の農薬検査が必 要であり、農協で実施している農薬検査手数料の5% を補助します。
- ◇繁忙期雇用促進事業(平成25年度まで)……9万円 JA信州諏訪で実施する、アルバイト等斡旋広告補助

新規就農後継者育成事業 126万円

(担当:農林商工観光課農政係) 5款1項3目

◇新新規就農後継者育成支援事業(平成25年度まで)120万円

村内在住の農家の子弟で就農前に自宅以外の先進農 家、農業研修機関等で月15日以上研修を受ける40 歳未満の者で、研修終了後5年以上村内で営農の継 続が見込まれる農業後継者の育成を進めます。 30,000円×12カ月×2名(1年を限度)

《新規就農者》

上記以外の者で、専ら農業で生計を維持することを 目的に、新たに農業を営む計画で、就農前に先進農 家、農業研修機関等で月15日以上研修を受ける40 歳未満の者で、研修期間中に先進農家での研修を3 カ月以上実施し、研修終了後5年以上村内で営農の 継続が見込まれる新規就農者の技術取得を支援しま

20,000円×12カ月×2名(2年を限度)

◇新農業青年組織育成事業(平成25年度まで)……6万円 原村の農業の次世代を担う青年農業者団体の育成・支 援を図ります。

制度資金利子補給事業 59万円

(担当:農林商工観光課農政係) 5款1項3目 認定農業者が農業経営改善計画に従って借り入れた農 業経営基盤強化資金の利子を補助し、農地の取得や設備 投資の負担を軽減することにより、経営改善計画の達成 を促進します。

中山間地域直接支払事業 3.955万円

(担当:農林商工観光課農政係) 5款1項3目 中川間地域の集落協定締結6地区の資源保全活動を支 援します。対象面積 182ha

交付金: 急傾斜 21,000円/10a 緩傾斜 8,000円/10a

農地·水·環境保全向上対策

(担当:農林商工観光課農政係) 5款1項3目 中山間地域以外の資源保全活動を支援します。活動組 織に直接補助金が交付されるため村補助分のみ掲載。

- ◇共同活動……26万円 地域単位で農地等の保全管理を行ないます
- ◇営農活動………17万円 集落環境の改善を目指し、化学肥料50%削減の農業 経営に取り組みます。負担率(国50%、県25%、村25%)



▲室内むらづくり委員会による桟橋つくり

植物防疫推進事業

336万円

(担当:農林商工観光課農政係) 5款1項3目

- ◇新原村鳥獣被害対策協議会補助……200万円 原村鳥獣被害対策協議会がおこなう農作物の被害状況 の調査と被害防止対策策定の事業費として補助します。
- ◇野そ駆除……21万円 農作物への野鼠の被害のため防除、春と秋2回村内一 斉に野鼠駆除を実施します。
- ◇カラス捕獲檻の維持管理費補助……3万円 農作物へのカラスの食害防止のため捕獲檻設置区に対 し管理費を補助します。

中新田区 1箇所

- ◇有害鳥獣駆除委託……47万円 農作物への有害鳥獣被害防止のため鹿、カラスを猟友 会に駆除依頼し実施します。
- ◇有害鳥獣被害防止柵等補助………60万円 有害鳥獣被害を防止するために防護策を設置した農業 者に資材費の30%補助します。
- ◇鹿被害防除材料費………3万円 鹿被害農家に区からの被害報告により被害防止のため 木酢液を配布します。
- ◇アメシロ防除材料費……2万円 区で行うアメリカシロヒトリの防除に薬剤購入費を補



▲増加する鹿による被害

畜産の育成と推進

32万円

(担当:農林商工観光課農政係) 5款1項4目 家畜飼養における防疫に万全を期すため、自衛防疫の 推進と環境改善の徹底を図ります。

- ◇畜舎の消毒材料費………30万円 畜産の環境衛生面と周辺住民の衛生を確保するため、 原村酪農肉用牛協議会が行う畜舎消毒(年間8回)の薬 剤を補助します。
- ◇畜産環境保全施設整備利子補給……2万円 畜産の環境保全施設整備を目的とした家畜排泄物処理

高度化施設の設置資金融資の利子補給を行い、農業者 の金利負担の軽減を図ります。

認定農業者の育成

2万円

(担当:農林商工観光課農政係) 5款1項7目 認定農業者制度は、プロの農業経営者として頑張って いこうという農業者を幅広く育成していくものです。性 別、専業・兼業別などを問わず認定の対象となります。

「農業のスペシャリスト」として効率的で安定した魅力 ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営 改善計画(5年後の経営目標)を村が基本構想に照らして 認定し、その計画達成に向けて低利資金の融資等様々な 支援措置を講じています。

農業者労働災害共済 110万円

(担当:農林商工観光課農政係) 農業者労働災害共済会計 農労災は農作業中に不慮の災害を受けた方を救済し、 農業者の安定と福祉の増進を図るための共済制度です。

加入者の方が農作業中に受けた農機具、農薬や家畜な どによる負傷、疾病、障害、死亡等の人身事故について その災害の程度に応じ、共済見舞金を支給します。

- ◇共済見舞金の種類
 - ○医療共済見舞金 ケガや病気による治療にかかった費用に対して支払 われます。
 - ○休業見舞金

治療のため仕事をする事ができず収入が減少した場 合、規定に基づく割合で支払われます。

○障害共済見舞金

ケガや病気が治癒したあと身体に障害が残った場合、 障害の程度に応じて支払われます。

○遺族共済見舞金

加入者が死亡した場合、規定に従って支払われます。

主な経費

運営審査委員報酬………6万円 共済見舞い金等……94万円

◇加入のお知らせ

農業者労働災害共済は安い掛け金でもしもの時の補償 が受けられます。農家や雇用者の安心を守るため農労 災に加入しましょう。

会 費

1) 農家一戸当たり

耕作面積	会 費
50a 未満	650円
50a 以上 1.0ha 未満	800円
1.0ha 以上 1.5ha 未満	950円



耕作面積	会 費
1.5ha 以上 2.0ha 未満	1,100円
2.0ha 以上	1,250円

2) 雇用者1名に付き 300円

※農労災についてのお問い合わせ・お申込は 原村役場農林商工観光課農政係 電話(直通) 79-7931までお願いします。

◇加入者の皆さんへ

農作業事故は、気持ちに余裕のないときに発生します。 定期的に休憩を取るよう作業者に勧めるなど、家族ぐ るみで農作業事故の発生に努めましょう

農地銀行活動推進事業 412万円

(担当:農業委員会事務局) 5款1項7目

村内の農地の流動化を促進し、担い手の育成、遊休荒 廃農地の減少を図り、地域農業の振興を担っていく体制 を確立するため、農地の流動化を行った借り手農家等に 対し10a当り3,000円の補助金を交付します。

県営中山間総合整備事業 御柱の里 1,350万円

(担当:農林商工観光課農村整備係) 5款1項5目 中山間地域(茅野市·富士見町·原村)の農村の活性化を 図るため、生産基盤(農業用水路、農道の改修など)、生活 環境基盤(農村公園など)を総合的に整備して行きます。

(H23完了予定)

-村内の事業箇所-

◇北芳原農道改修(用地補償、舗装工事)

村負担金……1,350万円

事業費9,000万円(補助率: 国 55%、県 30%)

※事業主体

長野県:諏訪地方事務所農地整備課

県営かんがい排水事業 ーノ瀬汐 375万円

(担当:農林商工観光課農村整備係) 5款1項5目 農業用水の安定的な供給を図るため県営かんがい排水 事業として、柳川取水口から下流の山腹水路の改修を行います。平成22年度より工事を始め、平成26年度完成 予定です。

-村内の事業箇所-

◇一ノ瀬汐地区 水路工L=300m

村負担金……375万円

事業費1,500万円(補助率: 国 50%、県 25%)

※事業主体

長野県:諏訪地方事務所農地整備課

維持管理適正化事業 944万円

(担当:農林商工観光課農村整備係) 5款1項5目 関係区および関係団体より補修要望のありました農業 水利施設(頭首工、揚水機場、ため池、水路等)の内、 経年劣化等により老朽化した施設を補修施工し、機能向 上を図ります。

-事業実施箇所-

◇御射山2号揚水機場(ポンプ入替工事)

•••••	• • • • • • •	 •	• • • • • • •	• • • • • •	事業費300万	河
村負担	金 …	 • • • • • • •			·····48万	河
地元負	担金	 • • • • • • •			·····72万	河
交付金	等…	 			·····180万	河
					事業費300万	
村負担	≘金 ∵	 • • • • • • •			·····60万	河
地元負	担金	 • • • • • • •			·····60万	河
交付金	き等	 			·····180万	河

(担当:農林商工観光課農村整備係) 5款1項5目 ほ場の生産性の向上を図るために、本年度緊急的に各 区より要望のありました農業用水路補修工事、湧水処理 工事を行います。

-事業実施箇所-

◇水路工事 村内10箇所、湧水処理工事4地区

補助率:国50%補助

県営農道保全整備事業 3,750万円

平成22年度より工事を始め、平成25年度完成予定。

-村内の事業箇所-

◇村内のほ場整備完了地区内の舗装。L=3.0km

村負担金……3,750万円

事業費1億5,000万円(補助率: 県交付金 75%)

※事業主体

長野県: 諏訪地方事務所農地整備課

建設資材等資材支給事業 80万円

(担当:農林商工観光課農村整備係) 5款1項5目 身近な施設である農業用水路等を住民自ら整備補修す る工事について、村がその資材を支給します。

-村内の事業箇所-

各地区からの要望箇所 村内全域



村有林整備事業 285万円

(担当:農林商工観光課農村整備係) 2款1項6目

樹齢30年以上の樹木で形成される山林を対象に対象 地内の約30%の樹木を抜伐り、光が差し込むように整 備することで樹木が健康的に育つようにします。また間 伐材は搬出し資源の有効利用を図ります。

間伐(5.0ha)······285万円 事業費財源内訳:県補助金140万円 村負担額145万円

みどりの少年団活動費 8万円

(担当:農林商工観光課農村整備係) 5款2項1目 原小学校の生徒で結成されている、みどりの少年団の 活動費です。みどりの少年団では、学校林の整備や菊作 りなどを実施し、諏訪地区の森林づくりの集い、みどり の少年団交流集会に参加しています。

内訳

諏訪林業振興会	5万円
県交付金	3万円

森林の里親促進事業 100万円

(担当:農林商工観光課農村整備係) 5款2項2目 企業と行政が協力し身近な森林を守り育てていくとい う事業です。

㈱ジャパンエナジーと村との間で「森林の里親契約」を結び、当初平成17年度から平成21年度までの5年間にわたり村有林の里親になってもらい活動してきました。その後、平成22年度に3年間の契約更新の締結及び㈱ジャパンエナジーが、新日本石油㈱との企業合併を行い新たに、JX日鉱日石エネルギー㈱になりました。合併後も引き続き活動を実施していく予定です。

里親となった企業から森林整備資金として村に年間 100万円の支援があり、さらに社員によるボランティア 活動として森林の整備作業が行われます。

里親企業支援金の使途

ミヤマシロチョウ保護	·10万円
村有林整備	·90万円

(第2項)

観光を中心にした、各産業間の連携と「原 村ブランド」の創出

観光宣伝・誘客対策事業 1,233万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項3目 首都圏や中京圏でキャンペーンの実施や、パンフレット・ロードマップ等を作成し配布することで、原村の自 然や魅力を広く発信します。

また、緊急雇用創生事業およびふるさと雇用再生特別

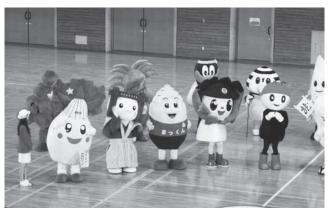
事業を活用し、全線開通したエコーライン沿いに観光案 内所を移転し情報発信の強化を図るとともに、村の地域 資源と宿泊施設を結びつけた体験型旅行商品を企画する ことにより、滞在型観光地への促進を図ります。

主な経費

中央高原活性化促進事業(振興公社委託)550万円
> 新観光情報発信強化事業(案内所移転)400万円
観光名刺·記念品等作成······27万円
観光パンフレット作成120万円
広告宣伝68万円
観光キャンペーン・物産展68万円



原村観光パンフレット



▲テレビ番組「ゆるキャラ運動会」収録



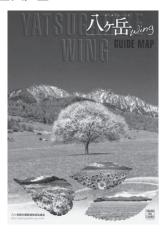
▲道の駅キャンペーン夏

新八ヶ岳観光圏事業 85万円

(担当:農林商丁観光課商丁観光係) 6款1項3月 平成22年度に原村、富士見町と山梨県北杜市の3市町 村と観光協会および観光関係団体により八ヶ岳観光圏整 備推進協議会を設立し、国土交通省より観光圏整備計画 の認可を受け事業が開始されました。

八ヶ岳の優れた自然環境や景観の中で、豊かな時間を すごし滞在する観光地となるよう様々な事業を実施しま す。

八ヶ岳観光圏負担金……



、ヶ岳観光圏パンフレット

諏訪地方観光連盟事業 67万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項3目 諏訪6市町村と観光協会および観光関係団体により組 織され、広域的に諏訪地方のPR活動を展開しています。 プロモーション部門を立ち上げエージェントに積極的 に働きかけ、お客様に来ていただける事業展開をすると ともに、インバウンド事業にも力を入れます。

諏訪地方観光連盟負担金……67万円

第3項

『原村ブランド』を活かした観光の振興

中央高原管理事業 1.713万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項4目 原村へ来村していただいたお客様に気持ちよく過ごし ていただくために、八ケ岳中央高原観光施設、中央高原 別荘地および中央高原緑地帯等の整備・維持管理を行い ます。

主な経費

別荘団地管理委託料	805万円
中央高原周辺整備委託管理委託料	70万円
公衆トイレ維持管理事業	37万円
観光施設等維持管理事業	109万円
新樅の木荘設備更新事業	234万円



▲樅の木荘と山桜

八ケ岳自然文化園事業 4,374万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項4月 原村の観光拠点である八ケ岳自然文化園の維持管理を 行います。

主な経費

八ヶ岳自然文化園管理委託料2	,900万円
園内施設修繕工事	·211万円
新身障者トイレ、オストメイト設置工事	·100万円
新非常用照明用蓄電池取替	·135万円
新管理棟トイレ改修工事	…48万円
新振興公社負担金	·980万円



▲八ヶ岳自然文化園クラフト市

原村観光協会事業補助 215万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項3月 原村の観光産業の振興を目的に、観光協会の行う観光 宣伝、観光客の誘客、受入体制の整備、各種観光イベン トの開催等の事業に補助します。

主な経費

観光協会事業運営補助金1	15万円
観光協会イメージアップ事業	20万円
阿弥陀岳開山祭	11万円
事務職員雇用負担金	69万円





▲イルミネーションフェスティバル

原村イメージ看板設置事業 60万円

(担当:村づくり戦略推進室村づくり係) 2款1項8月 村外から来られた方に、村のシンボルとイメージを積 極的にアピールするため、村の入り口2箇所に原村イメ ージ看板を設置します。

主な経費

看板製作委託……60万円



▲平成22年度製作イメージ看板(デザイン参考)

(第4項・第5項・第6項)

工業の振興と企業の誘致 商業・サービス業の振興 雇用・勤労者対策の推進

原村商工業活性化事業 130万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項2目 村内の商工・観光業を営む事業者の経営の安定や活性 化をはかるために、投資する経費の一部を補助します。 《対象となるのは》

◇店舗や工場等の新築および増改築に係る費用 新築 5/100以内 限度額 50万円 増築および改築 5/100以内 限度額 25万円

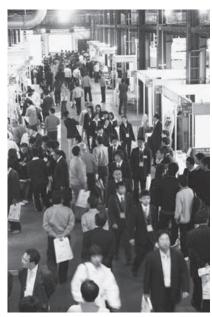
- ◇機械や設備等の購入費用 3/100以内 限度額 10万円
- ◇新製品の研究や開発にかかる費用 (限度額 20万円)
- ◇ISO等規格取得に要する費用 1/2以内 限度額 50万円
- ◇申請には、契約書や領収書、内容のわかる図面、 説明書、写真等が必要になります。



▲活性化補助金を利用して導入した車両

諏訪圏工業メッセ補助 64万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項2月 諏訪地域に集積している「ものづくり」の高い技術力 をPRし、受注の拡大を図るとともに「世界のSUWAブ ランド」を構築していく企業・技術を内外に発信してい きます。



訪圏工業メッ



NPO諏訪圏ものづくり推進機構補助 35万円

6款1項2月 (担当:農林商工観光課商工観光係) 諏訪地域の"ものづくり支援"の拠点組織となる諏訪圏 ものづくり推進機構が、広域工業振興を進め国際競争力 に耐えうる「世界のSUWAブランド」を確立するため、ビ ジネス拡大・新分野開拓・人材育成等の事業を実施します。

原村商工会事業補助金 660万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項2目 商工業の振興と地域経済基盤の安定を目的に、経営改 善普及事業に要する経費等実施する事業や観光客等のお もてなしやPRのための事業に補助します。

主な経費

商工会事業運営費補助540万円
商工会街路灯電気料補助5万円
新原村企業ガイドブック作成補助25万円



村企業ガイドブック2005

新原村商工業振興補助金 500万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項2目 村内で製造業を営む者が特定地域に工場新設または移 転する事業に補助します。

原村中小企業振興資金預託金事業 1億3,500万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項2目 村内の中小企業の皆さんが、事業に必要となる資金を 円滑に調達し、順調に事業拡大を図れるよう、金融機関 に運用資金を預け低利の融資を行います。

特別経営安定資金の受付期間を平成24年3月31日まで 延長し、取扱窓口に八十二銀行富士見支店を加えました。 原村中小企業振興資金預託金……1億3,500万円 原村中小企業振興資金融資総枠……6億6,000万円 《融資資金》

中小企業振興資金…………設備・運転資金

小規模企業振興資金…………設備・運転資金 経営安定資金……運転資金 経営安定借換資金…………運転資金 特別経営安定資金 受付は平成24年3月31日まで……運転資金 関連倒産防止資金…………運転資金 開業支援資金……………設備・運転資金 工場用土地取得資金………設備資金 《取扱金融機関》

八十二銀行茅野支店·富士見支店

諏訪信用金庫原支店

原村中小企業振興資金保証料補給事業 960万円

6款1項2月 (担当:農林商工観光課商工観光係) 原村中小企業振興資金は長野県信用保証協会の保証付 き融資とし、その保証料は村制度資金については全額を、 県制度資金については県と同額を補助します。

原村中小企業振興資金利子補給事業 700万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項2月 利用された制度資金の支払利息の一部を借入から2年 間補助します。

《対象となる制度資金と補助率》

経営安定資金……1% 経営安定借換資金……1% 特別経営安定資金…………融資利率 関連倒産防止資金…………融資利率 開業支援資金……1% 工場用土地取得資金……1% 県資金経営健全化支援資金(特別経営安定対策)

原村勤労者生活資金貸付事業 650万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項1目 村内に住む勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るた め、長野県労働金庫に運用資金を預け、勤労者に生活資 金及び教育資金を低利で融資します。

勤労者生活資金預託金……650万円 勤労者生活資金融資制度融資枠……1,495万円 《取扱金融機関》

長野県労働金庫茅野支店

新原村工場団地調整池維持事業 390万円

(担当:農林商工観光課商工観光係) 6款1項1目 諏訪南インター原村工場団地の調整池に、土砂が堆積 し立木等が繁茂してきたため、立木を伐採し浚渫するこ とにより、調整池の機能回復をします。